

2022年2月25日 制定

株式会社アクティブシックスオー

従業員代表選出内規

第1条（目的）

株式会社アクティブシックスオー（以下「会社」という。）における労働基準法その他の法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」（以下「従業員代表」という。）を選出するにあたっては、次の方法により行う。

第2条（選出方法）

従業員代表の選出は、原則として立候補者に対する選挙によって決定することとし、任期の期限年の5月10日から5月20日までの間に、立候補者を募集するものとする。

2. 前項に定める立候補なきときには、期限年の5月25日から6月10日までの間に、他者からの推薦者、及び会社が推薦する従業員代表候補に対して、投票による信任によって選出する。

3. 従業員代表の候補者は、非管理監督者でなければならない。

第3条（任期・後任者）

従業員代表の任期は、7月1日から翌々年の6月30日までの2年間とする。

2. 同人が任期中で依願退職等により従業員代表に該当しなくなった場合において、従業員代表の選出の必要性が生じた時には、前条に準じて選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第4条（従業員代表の役割）

従業員代表の役割については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 時間外労働・休日労働に関する協定の締結（労働基準法第36条）
- (2) 1年単位の変形労働時間制に関する協定の締結（労働基準法第32条の4）
- (3) 就業規則を作成・変更する場合の意見の聴取、意見書の添付（労働基準法第90条）
- (4) 賃金控除協定の締結（労働基準法第24条但し書）
- (5) 年次有給休暇の計画的付与に関する協定の締結（労働基準法第39条）
- (6) 半日単位の年次有給休暇の実施に関する協定の締結（労働基準法第39条）
- (7) 育児・介護休業に関する協定の締結（育児・介護休業法第6条）
- (8) 雇用継続給付支給申請に係る承諾書の締結（雇用保険法施行規則第101条の8）
- (9) 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定の締結等
- (10) その他労働基準法その他の法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」としての任

2. 従業員代表は、会社からこれらについて求めがあった場合には、従業員の意見を聞き、迅速かつ誠意をもって対応しなければならない。

第5条（周知）

会社は、従業員代表が選出された場合および同代表者と協定を締結した場合には、その内容を掲示、回覧等の方法により周知するものとする。

第6条（その他の方法による選出）

全労働者の過半数の意思により、第2条によらない方法で従業員代表を選出する旨の申し出が、その事実を証明する書類等とともに会社になされたときは、その方法により選出された者を従業員代表とする。